

土木工事標準仕様書（建設局）の企業庁**水道部**における相違点（令和8年4月）

項目				土木工事標準仕様書 （建設局）	相違点 ※個別要領は企業庁HP参照	頁
編	章	節	項			
表紙				愛知県 <b>建設局</b>	愛知県 <b>企業庁水道部</b>	—
共通				完成検査	完了検査	—
1	1-	1-	1	1.適用工事		1-1
				愛知県 <b>建設局・都市・交通局</b> 愛知県公共工事請負契約約款	愛知県 <b>企業庁水道部</b> 愛知県 <b>企業庁</b> 公共工事請負契約約款	
			2	2.標準仕様書の適用		1-1
				愛知県 <b>建設局土木</b> 工事監督要領 愛知県 <b>建設局建設</b> 工事検査要領	愛知県 <b>企業庁</b> 工事監督要領 愛知県 <b>企業庁</b> 工事検査要領	
1	1-	1-	2	4.総括監督員		1-2
				<b>建設局長又は都市・交通局長</b>	<b>企業庁長</b>	
1	1-	1-	2	43.情報共有システム		1-4
				「愛知県情報共有運用ガイドライン」	「愛知県情報共有運用ガイドライン」 <b>及び</b> 「愛知県企業庁発注工事における情報共有シ ステム運用の手引き(案)」	
1	1-	1-	3	2.設計図書の照査		1-5
				愛知県 <b>建設局</b> 「 <b>工事請負契約における設計変更ガイドライ ン</b> 」 「 <b>10 設計図書の照査について</b> 」 <b>照査要領(案)</b>	愛知県 <b>企業庁</b> 「 <b>設計変更ガイドライン（統合版）</b> 」  「 <b>6 設計図書の照査について</b> 」 <b>設計図書の照査チェックリスト</b>	
			5	5.「設計・施工条件確認会議」の開催		1-5
				「 <b>土木工事</b> 「設計・施工条件確認会議」 <b>実施</b> 要領」	「設計・施工条件確認会議 <b>試行</b> 要領」	
1	1-	1-	4	1.請負代金内訳書		1-5
				契約締結後14日以内に監督員を通じて発 注者に提出	契約締結後14日以内に <b>原則電子メールに より</b> 監督員を通じて発注者に提出	
1	1-	1-	6	2.施工計画書の記載事項		1-6
				緊急維持工事について、協定を締結した業者 は、一般事項として、(3)、(8)、 (9)を記載した施工計画書を <b>契約当初に担 当者へ提出すること。</b>	—	
1	1-	1-	11	2.工事下請届		1-9
				愛知県公共工事請負契約約款	愛知県 <b>企業庁</b> 公共工事請負契約約款	
1	1-	1-	16	16.設計図書の変更		1-11
				「 <b>愛知県建設局・都市・交通局設計変更事務 取扱要領</b> 」及び「 <b>工事請負契約における設計 変更ガイドライン（統合版）</b> 」（愛知県建設 局）	愛知県 <b>企業庁</b> 「 <b>設計変更ガイドライン（統合 版）</b> 」	

土木工事標準仕様書（建設局）の企業庁**水道部**における相違点（令和8年4月）

項目				土木工事標準仕様書 （建設局）	相違点 ※個別要領は企業庁HP参照	頁
編	章	節	条 項 枝 番			
1	1-	1-	25	25.工事完成検査	25.工事完了検査	1-21
				1.工事完成通知書の提出 工事完成通知書を監督員を通じて	1.完了通知の提出 完了通知を監督員を通じて <b>原則電子メールにより</b>	
1	1-	1-	25	2.工事完成検査の要件 工事完成通知書を監督員に提出	2.工事完了検査の要件 完了通知を監督員に提出	1-22
				26.既済部分検査等 既済部分検査請求書と合わせて	出来形検査請求書と合わせて、 <b>原則電子メールにより</b>	
1	1-	1-	26	7.履行報告書を作成し、	履行報告書を作成し、 <b>原則電子メールにより</b>	1-23
				9.施工管理 最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づく	最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」 <b>及び「愛知県企業庁発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」</b> に基づく	1-24
1	1-	1-	36	36.事故報告書		1-32
				本庁事業課	本庁 <b>主務課</b>	
				建設総務課に報告	<b>管理部</b> 総務課に報告	
				なお、請負者及び監督員は、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、必要な情報をシステムに登録するものとする。	なお、 <b>請負者及び発注者は、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、必要な情報をシステムに登録するものとする。</b>	
1	1-	1-	50	1.一般事項		1-46
				条件変更確認請求通知に記載	<b>工事打合簿(条件変更確認請求通知)</b> に記載	
				2.天災等		1-46
				条件変更確認請求通知に記載	<b>工事打合簿(条件変更確認請求通知)</b> に記載	

土木工事標準仕様書（建設局）の企業庁**水道部**における相違点（令和8年4月）

項目				土木工事標準仕様書 （建設局）	相違点 ※個別要領は企業庁HP参照	頁	
編	章	節	条 項 枝番				
1	1-	1-	51	1.	1.現場代理人等通知書	経歴書を添付し、 <b>原則電子メールにより</b> 監督員を通じて発注者に提出	1-47
				経歴書を添付し、監督員を通じて発注者に提出			
			2.	2.現場責任者	愛知県 <b>企業庁</b> 公共工事請負契約約款	1-48	
				愛知県公共工事請負契約約款			
			3.	3.技術者の専任制	愛知県 <b>建設局・都市・交通局・建築局</b> 低入札価格調査等実施要領	1-48	
				兼務する工事の場所は、同一建設事務所管内※でなければならない。 <b>（企業庁の事務所では無い。）</b>			兼務する工事の場所は、 <b>愛知県建設局の</b> 同一建設事務所管内※でなければならない。
				愛知県 <b>建設局・都市・交通局・建築局</b> 低入札価格調査等実施要領			愛知県 <b>企業庁</b> 低入札価格調査等実施要領
			5.	5.現場代理人の常駐の運用	愛知県 <b>建設局・都市・交通局</b> 発注工事の場合は	1-49	
				「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」（愛知県建設局長通知 令和7年2月17日付け 6建企第492号）による			「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」（愛知県建設局長通知 令和7年2月17日付け 6建企第492号 <b>及び、企業庁通知 平成31年3月14日付け 30企総第1376号</b> ）による
			契約締結後5日以内に、また、既発注工事である場合は、現場代理人の兼務届に工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。	契約締結後5日以内に、また、既発注工事である場合は、現場代理人の兼務届に工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。	企業庁発注工事の場合は	なお、 <b>企業庁へ提出は、原則電子メールで行うこと。</b>	
企業庁発注工事の場合は	なお、 <b>企業庁へ提出は、原則電子メールで行うこと。</b>						
1	1-	1-	56	契約後V E	「 <b>愛知県建設局契約後V E 実施要領</b> 」	「 <b>愛知県企業庁契約後V E 試行要領</b> 」	1-50

土木工事標準仕様書（建設局）の企業庁**水道部**における相違点（令和8年4月）

項目				土木工事標準仕様書 （建設局）	相違点 ※個別要領は企業庁HP参照	頁	
編	章	節	条 項 枝 番				
1	1-	1-	57	2.	2.週休2日工事 「愛知県週休2日工事実施要領」	「愛知県 <b>企業庁</b> 週休2日工事実施要領」	1-51
			5.	5. I C T活用工事 -	【追記】 なお、実施要領において、「建設局」は「企業庁」に、「建設事務所」は「事務所」に、「建設企画課 土木技術G」は「総務課 技術管理・工事検査G」に読み替える。  また、工事名の末尾に（I C T活用工事）という明示は行わず、特記仕様書に明示する。	1-52	
1	1-	1-	57	6.	6.建設現場の遠隔臨場 愛知県	愛知県 <b>企業庁</b>	1-52
1	1-	1-	59		<b>ウィークリースタンス</b> 監督員及び請負者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。 請負者は、「建設部門ウィークリースタンス実施要領（工事）」に基づき、請負者及び発注者間で確認・共有した内容を施工計画書へ記載するものとする。 なお、緊急を要する場合等やむを得ない場合は「例外」とする。	-	1-52
11	1-	1-	1		1.適用規定（1） 愛知県 <b>建設局、都市・交通局</b>	愛知県 <b>企業庁</b>	11-1
11	1-	1-	4		- -	<b>4.適用特例</b> 水道工事の電気設備工事については、別に定める「工事標準仕様書【追録】」に基づくものとする。	11-1
11	2-	1-	1		1.適用規定（1） 愛知県 <b>建設局、都市・交通局</b>	愛知県 <b>企業庁</b>	11-2
11	2-	1-	4		- -	<b>4.適用特例</b> 水道工事の機械設備工事については、別に定める「工事標準仕様書【追録】」に基づくものとする。	11-2
<b>その他</b>					土木工事施工管理基準 土木工事写真管理基準	水道工事については、別に定める「工事標準仕様書【追録】」に基づくものとする。	